

第2章 これまでの取組

これまで区は、「練馬区教育委員会 不登校対策方針（平成31年4月）」に基づき、不登校児童生徒への支援を進めてきました。

1 不登校対策の理念

(1) 一人ひとりの状態に寄り添う

不登校への理解を深めるとともに、不登校児童生徒に対する的確なアセスメントおよび支援方針に基づき、現在の状態に寄り添いながら支援を講じていくことが大切である。

(2) 一人ひとりの自立を助ける

不登校児童生徒の将来の自立を見据えて、今、何が必要かを本人、保護者と共有しながら支援を講じていくことが大切である。

(3) 一人ひとりを人や社会につなげる

不登校児童生徒が、義務教育期間を過ぎた後も社会の中で生きていくことを見据え、人や社会とつながっているという思いをもたせるような支援を講じていくことが大切である。

2 施策体系

「柱1 未然防止」、「柱2 初期対応」、「柱3 再登校支援」、「柱4 社会につながる支援」の4つの柱で構成しています。

柱1 未然防止 ～新たな不登校児童生徒を生まないために～

- ・新たな不登校を発生させないために、人間関係形成力を高めるための授業プログラムを実践する。
- ・不登校児童生徒に関わる支援者の資質・スキルの上に向けた研修を実施する。
- ・児童生徒の不安や悩みを早期に発見する仕組みや校内での情報共有を図るための校内委員会を推進する。
- ・生活リズムを崩して不登校にならないよう、「早寝、早起き、朝ごはん」など望ましい基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・学業不振で不登校にならないよう、「地域未来塾」を活用した基礎学力の定着の取組を推進する。

主な取組

●幼保小中の円滑な接続の実施（小1プロブレム・中1ギャップの解消）

小学校や中学校の入学前には、在籍校（園）から進学先に対して、一人ひとりの実態や取り組んできたこと、在籍校（園）での様子等を丁寧・着実に引き継いでいます。また、小学校の生活に慣れる取組や中学校の生活に対する不安を軽減する取組を実施しています。

各小中一貫教育研究グループ（中学校1校と小学校1～3校で構成）で設定した「目指す15歳の姿」を実現し、円滑な接続ができるよう、9年間を見通した取組を実施しています。

●教員等による状況把握の実施

日ごろから、教員や養護教諭等が児童生徒に対して声掛けや面談、相談対応等を行っています。状況に応じ、家庭訪問や電話連絡を行い、児童生徒の小さな変化を見逃さないように努めています。

●アンケート調査の実施

ふれあい月間（※）等の取組を通して、年3回以上のアンケート調査を全校で実施し、児童生徒が抱える不安や悩みの把握に努めています。

（※）毎年6月、11月、2月に、区や区立学校においていじめや不登校、暴力などの問題行動の未然防止やその対応等につながる具体的な取組を推進する東京都が設定した期間

●校内委員会による支援体制の整備

学校関係者やスクールカウンセラーなどの心理の専門家を交えて会議を開催し、学校内外の情報や保護者と児童生徒の意向を整理し、一人ひとりの状態に応じて作成した個別支援計画に基づき、様々な視点から必要な支援内容や方法等について検討しています。

●教職員を対象とした研修の実施

不登校支援に関する研修を様々な職層（校長・副校長・教諭など）で実施し、教職員の不登校支援に関する資質・スキルの向上を図っています。

●校内教育相談等支援事業の実施

学校における児童生徒への対応を支援することを目的として、学校教育支援センターが学校からの要請を受け、心理学・教育学の専門家や教育相談員を講師やアドバイザーとして派遣しています。

柱2 初期対応 ～登校渋り、遅刻や早退をしがちな児童生徒を不登校にさせないために～

- ・教育相談と初期対応を充実するために児童生徒との関わり合いをもつ支援者の拡充を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーの学校担当制を活用し早期の段階から校内支援を行う。
- ・学校と教育委員会との報告・確認・支援のシステム構築のために、児童生徒支援シートを活用する。

主な取組

●教育相談事業の実施

学校教育支援センターおよび練馬、関、大泉に教育相談室を設置し、区内在住または区立学校に在籍の児童生徒の発達過程で生じた諸問題の相談に応じ、必要な支援方法を検討しています。専門の心理教育相談員が児童生徒の不安や悩みに応じて、カウンセリングおよびプレイセラピー・箱庭療法等の心理支援や助言を行っています。

教育相談は、来室による相談のほか、電話やメール、オンラインでの相談も行っています。

●スクールカウンセラーの配置

区立小中学校にスクールカウンセラーを週1日配置し、児童生徒への相談に対する助言やカウンセリング等を実施しています。また、児童生徒の状況を把握するため、小学5年生と中学1年生を対象とした全員面接を実施しています。

●心のふれあい相談員の配置

区立小中学校に心のふれあい相談員（有償ボランティア）を区独自に配置し、児童生徒の相談対応や話し相手になるほか、小学3年生を対象とした全員面接を実施するなど、スクールカウンセラーの職務を補完しています。

●スクールソーシャルワーク事業の実施

学校教育支援センターにスクールソーシャルワーカー（※）を配置し、さまざまな課題を抱える児童生徒の支援を行っています。児童生徒一人ひとりの状況が改善できるよう、家庭訪問や面談のほか、福祉や医療、その他機関と連携した支援を行っています。

（※）児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職

●ネリマフレンド事業の実施

スクールソーシャルワーカーの活動を補完するネリマフレンド（有償ボランティア）が、不登校またはそれに準ずる状況にある児童生徒を支援しています。スクールソーシャルワーカーがネリマフレンドと対象児童生徒をマッチングし、悩み相談や学校生活復帰に向けた支援などを行っています。

●校内居場所づくりの実施

学級に入れない児童生徒が安心して過ごすことができるよう、保健室や相談室等を活用した校内居場所づくりをしています。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等による児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。

柱3 再登校支援 ～学校復帰につなげるために～

- ・適応指導教室を拡充する。
- ・ICT等を活用した自主学習の取組を推進する。
- ・フリースクール等と学校、教育委員会の連携を図る。

主な取組

●適応指導教室事業の実施

学校教育支援センターおよび上石神井に適応指導教室（小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」）を設置しています。不登校児童生徒一人ひとりの特性に合わせた学習支援や相談支援、グループ活動等を実施し、社会的自立に向けた支援を行っています。

フリーマインドやトライの活動に参加することが難しい不登校児童生徒に対して個別の学習支援を行う、「光が丘第一分室つむぎ」を運営しています。

●居場所支援事業の実施

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童生徒が過ごせる場所として、「居場所ぱれっと」を運営しています。生活習慣・学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っています。

●保護者への支援の実施

学校教育支援センターでは、保護者を対象に不登校や進路をテーマとした講演会を実施しています。

●フリースクール連携会議の実施

フリースクールやNPO等の民間団体と、事業の取組内容や相互の連携について情報交換をすることを目的とした連携会議を実施しています。

柱4 社会につながる支援 ～全欠席の児童生徒や家庭と連携できないケースのために～

- ・「児童生徒支援シート」のシステムを活用し、関係支援会議の中で現状を確認し、支援方針を立て、支援を実施する。
- ・スクールソーシャルワークを派遣依頼型に加え、学校訪問型を実施し、学齢期間の継続した本人および家庭支援を実施する。

主な取組

●スクールソーシャルワーク事業の実施【再掲】